佐世保工業高等専門学校EDGEキャリアセンター規則

（令和元年８月８日制定）

（趣旨）

第１条　この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第６条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校EDGEキャリアセンター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の共同利用教育研究施設として、学生へのアントレプレナーシップ教育、海外派遣等の国際交流、地域企業等との連携、キャリア支援等のための教育・支援を行い、問題解決能力、国際化能力の開発等の学生の資質向上に資することを目的とする。

（部門）

第３条　センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

一　アントレプレナーシップ教育部門

二　国際交流部門

三　地域企業連携部門

四　キャリア支援部門

（業務）

第４条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一　アントレプレナーシップ教育及び支援に関すること。

二　学生の国際交流支援に関すること。

三　地域企業等と連携した教育及びインターンシップ等の開発に関すること。

四　学生のキャリア支援に関すること。

五　その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

（組織）

第５条　センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

一　センター長

二　副センター長

三　部門長

四　その他校長が必要と認める教職員

（センター長）

第６条　センター長は、本校教授又は准教授の中から校長が選任する。

２　センター長は、センターの業務を統括する。

３　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第７条　副センター長は、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。
２　副センター長は、センター長を補佐する。
３　副センター長の任期は１年とし、再任を妨げない。
４　副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（部門長）
第８条　部門長は、第３条各号に定める部門ごとに、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。
２　部門長は、センター長の命を受け、研究部門の業務に従事する。
３　部門長の任期は１年とし、再任を妨げない。
４　部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
（コーディネーター）
第９条　センターに、センター業務を支援するため、コーディネーターを置くことができる。
２　コーディネーターは、センター長の推薦に基づき、校長が任命する。
３　コーディネーターの任期は１年とし、再任を妨げない。
（運営委員会）
第１０条　センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（審議事項）
第１１条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
一　第４条各号に定める業務に関すること。
二　各部門の連絡調整に関すること。
三　その他センターの管理運営に関すること。
（組織）
第１２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
一　センター長
二　副センター長
三　教務主事
四　専攻科長
五　校長補佐（国際交流担当）
六　地域共同テクノセンター長
七　各学科長及び基幹教育科長
八　部門長
九　学生課長
十　その他センター長が必要と認めた者
（委員長）
第１３条　委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

（会議）
第１４条　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（委員以外の者の出席）
第１５条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
（専門部会）
第１６条　委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。
２　専門部会に関し、必要な事項は別に定める。
（事務）
第１７条　センターの事務は、学生課専門職員において処理する。
（その他）
第１８条　この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この規則は、令和元年８月８日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。
２　佐世保工業高等専門学校キャリア教育支援室規程（平成２６年４月１日制定）は廃止する。
３　この規程施行の際、第６条、第７条、第８条、第９条の規定にかかわらず任期は令和２年３月３１日までとする。
附　則（令和２年３月３０日）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。